

## 1 学校の教育目標

幼児児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階や特性に応じた適切な教育を行い、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、明るく、たくましく生き抜く力を養うとともに、自立し社会参加できる人間を育成する。そのために次の具体的幼児児童生徒像を設定する。

め ざ す 幼 児 児 童 生 徒 像	元気で明るい幼児児童生徒	①元気に遊び丈夫な体をつくる ②あいさつがきちんとできる ③自分のことは自分でできる
	仲良く思いやりのある幼児児童生徒	①みんなと仲良くする ②助け合い協力する ③人に思いやりをもち、物を大切にする
	たくましく働く幼児児童生徒	①進んで仕事をする ②意欲を持って働く ③最後まで頑張る

## 2 学校の教育目標を達成するための方針

### (1) 個に応じた指導の工夫・改善

- ①幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階・特性等を的確に把握し、個に応じた指導の充実を図り、一人一人の可能性を最大限に伸ばす。
- ②指導目標や学習内容に応じた学習グループの編成を工夫するとともに効果的な指導方法について改善・充実を図る。

### (2) 集団生活への参加と社会生活力の育成

- ①身近生活の処理能力や集団生活への参加と社会生活の理解、経済生活及び職業生活への適応の観点から各教科等の内容より具体的に指導内容を選定・配列し、指導の徹底を図る。
- ②幼児児童生徒が可能な限り自立し社会参加を図るため、各学部系統性・一貫性のある教育課程を編成し基礎的・基本的事項の定着と基本的生活習慣の形成をはじめ、社会性や勤労への意欲が培われるよう指導内容の改善・充実に努める。
- ③自己肯定感の育成とともに、自他の人格を尊重する態度を育成するため人権教育を徹底する。また、社会的マナーなど規範意識の醸成を図る。

### (3) 健康の保持増進・安全教育の充実

- ①健康教育は、幼・小・中・高等部が連携し、各教科、各領域及び総合的な学習の時間の指導において関連付けて指導し、自ら進んで健康な生活習慣を実践することができる能力と態度の育成を図る。
- ②幼児児童生徒の実態及び発達段階に応じた基礎的な体力の向上に努める。併せて、運動・スポーツ活動の充実を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる。
- ③安全教育の徹底を図るため、日常点検、交通安全指導、防災避難訓練等を計画的に実施し、事故防止に努めるとともに、危険回避能力を育てる。

### (4) キャリア教育の充実

- ①キャリア教育を踏まえた教育実践及び進路指導の充実を図る。
- ②職業生活、家庭生活に必要な基礎知識・技能を身に付けさせ、働く意欲を培い、勤労の実践的態度を育成する。
- ③幼・小・中・高等部一貫し、各教科、各領域及び総合的な学習の時間、学級活動・LHR、教育活動全般において継続的なキャリアガイダンスを実践し、進路意識を醸成する。

(5) 地域に開かれた学校の推進

- ①地域の関係機関や保護者との連携を密にし、早期からの教育相談、交流及び共同学習等を通して、自立し社会参加できるための体制づくりに努める。

### 3 本年度の重点目標

(1) 教育内容・方法の充実

- ①幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領に基づく教育課程の編成、実施及び評価の改善・充実に努める。
- ②幼稚部・小学部・中学部及び高等部の発達段階に応じて、学部間の系統性や一貫性のある指導計画の作成、実践に努める。

(2) 校内研究活動の推進

- ①各学部において、知肢併設校における一貫性のある教育課程に関する研究を推進する。
- ②個々の教育課題に応える指導方法や指導内容等の工夫・改善を図り、OJTを活用し組織的、計画的に研修を推進する。
- ③初任者研修、10年経験者研修等の各種研修の充実に努める。

(3) 健康・安全教育の充実

- ①交通安全指導や避難訓練を計画的に実施し、安全教育、防災教育の徹底に努める。
- ②卒業後の生活を見据え、幼児児童生徒の基礎体力の向上及び身体機能の発達を促すため、体育的活動の充実に努める。
- ③学校の教育活動全体を通じて、性教育、心身の健康の保持増進に関する指導の充実に努める。
- ④食育推進体制の確立及び充実に努める。

(4) キャリア教育の充実

- ①キャリア教育の理解、校内体制等の確立を図る。
- ②働くことへの意識を高めるため、小・中・高で一貫したキャリア教育の推進を図るとともに、地域・家庭に対してキャリア教育に関する理解啓発に努める。
- ③「キャリア教育全体構想図」及び児童生徒の発達の段階に応じた「キャリア教育プログラム」を作成し実践する。
- ④キャリア教育で児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画の作成を推進する。
- ⑤時代に対応した作業種目の拡大と指導の充実に努め、職業自立に必要な知識、技能、態度の育成に努める。
- ⑥就業体験、職場体験、インターンシップ、校内実習等の充実に努め、総合的な学習及び学級活動・LHRを活用した継続的なキャリアガイダンスを実践し、進路意識の醸成に努める。

(5) 開かれた学校づくりの推進

- ①本校の教育活動等を伝える学校だよりの発行、学校評価、学校評議員会の活動を通して家庭・地域社会との連携を深める。

(6) 校内就学指導及び相談支援体制の充実

- ①幼児児童生徒が望ましい学習状態にあるか否かを判断し、適切な就学指導を継続して行う。
- ②医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携した早期からの相談体制の充実に努める。
- ③特別支援教育の地域のセンター校としての支援機能の充実に努める。

(7) 交流及び共同学習の推進

- ①近隣の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等及び地域社会との交流や居住地

校交流及び共同学習を計画的に推進する。

- (8) インクルーシブ教育システムの構築
  - ①特別支援学校における共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築に向け、関係機関との連携に努める。
  - ②南城市立馬天小学校分教室設置に関し、地域・保護者、関係機関との連携に努め円滑な運営をめざす。
- (9) 環境教育・施設設備の充実
  - ①マスタープランを作成し、草花の周年栽培等、環境教育の充実に努める。
  - ②児童生徒増に伴う適切な対応校舎内外の施設設備の整備・充実に努める。
- (10) 情報教育の推進
  - ①幼児児童生徒の実態に応じて情報機器を活用した情報教育の研究・実践に努める。
- (11) 国際理解教育
  - ①外国語を通して外国の文化や言語に親しみ、興味・関心を深めるよう、外国語活動や教科、総合的な学習の時間等の中でALTと連携した指導に努める。
- (12) 医療的ケア体制の整備
  - ①医療的ケア体制の整備に向け、保護者及び関係機関との連携を図る。
- (13) 生徒指導・教育相談体制の確立
  - ①全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進める。
  - ②生徒指導部と学年会及び管理者等、組織的な取組強化による、課題の早期解決に努める。
  - ③いじめや不登校等の学校不適應問題は、ゆとりを持って適切な指導・対応を行うとともに、学校における教育相談体制の充実に努める。
  - ④幼児児童生徒のキャリア形成に向けた望ましい生活習慣の育成を図る。
  - ⑤家庭及び関係機関等との連携を図る。
- (14) 学校評価の充実
  - ①学校が果たすべき課題を明らかにして実践を進め、評価結果をもとに改善を行うように努める。
- (15) 人権教育・平和教育の充実
  - ①幼児児童生徒や教職員の人権意識を高めるために、「人権を考える日」（月1回）の取り組みを充実させる。
  - ②本県の歴史や地域の特性を考慮し、教育計画に位置付けて、組織的・継続的に推進する。

#### 4 教育課程編成の基本方針

- (1) 幼児児童生徒の実態に応じた教育課程
  - ①知肢併設校として、知的障害教育と肢体不自由教育を実施するため、幼児児童生徒の実態に応じて4つの類型の教育課程を設定する。
- (2) 一貫性のある適切な教育課程の編成
  - ①幼児児童生徒の発達や障害の状態に対応する適切な教育課程を編成する。
  - ②各学部において、基礎的・基本的事項の徹底、個に応じた指導の工夫・改善、集団構成の工夫・改善等、指導の改善・充実に対応する視点で編成する。
  - ③幼稚部・小学部・中学部・高等部間の系統性や一貫性のある編成をする。
- (3) 知肢併設校の確立
  - ①知肢併設校として必要とされる学校及び教員の専門性を高める工夫をする。
  - ②知的障害教育については、幼児児童生徒の実態を踏まえ、各学部段階で押さえるべき各教科等を合わせた指導を主軸に編成し、必要に応じて教科別、領域別の指導を位置づ

ける。

- ③肢体不自由教育については、当該学年等の教科指導を実施し、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等の実態に応じて、各教科等を合わせた指導、自立活動を主とした指導を位置づける。
  - ④知的障害のある児童生徒の教科別の指導では、各教科等を合わせた指導で習得困難な内容を個別的に指導し補完する。
- (4) 学舎一体の教育課程
- ①寄宿舎における個別の生活支援計画との関連も踏まえて教育課程を編成する。
- (5) 道徳教育
- ①障害の状態や発達段階を考慮し、教育活動全体を通して指導する。
  - ②小学部・中学部Ⅰ類型は、道徳の時間を設定して指導する。
  - ③高等部Ⅰ類型は、各教科等の中で指導し、内容によっては特別活動のLHRで時間を設定して指導する。
- (6) 特別活動
- ①障害の状態や発達段階を考慮し、教育活動全体を通して指導する。
  - ②小学部・中学部Ⅰ類型は、学級活動の時間を設定して指導する。
  - ③高等部Ⅰ類型は、LHRの時間を設定して指導する。
- (7) 自立活動
- ①幼児児童生徒の実態を踏まえた個別の指導計画を作成し、指導の充実を図る。
  - ②自立活動の時間における指導は、学校生活の流れの中で習得困難な内容を個別的に指導し補完する。
- (8) 総合的な学習の時間
- ①小学部Ⅰ類型、中学部・高等部において、横断的・総合的な課題、交流及び共同学習、就業体験等の活動を行い、年間を見通し弾力的に編成する。
- (9) 重度・重複障害教育、訪問教育
- ①家庭や医療機関と連携を密にし、教育課程編成の特例の規定を活用して弾力的に編成する。
- (10) 教育週数、授業時数、単位
- ①幼稚部の教育週数は、年間39週を標準として計画する。
  - ②小学部、中学部の授業時数は、年間35週（小学部1学年については34週）以上として計画する。
  - ③高等部の単位数は、週30単位とし、年間35週以上として計画する。
  - ④訪問教育の授業時数は、各学部ともスクーリングを含めて、小学部・中学部は1回2時間、週3回、高等部については1回2時間、週4回を基本として計画する。
  - ⑤学校行事の精選を行い、標準時数が確保できるよう編成する。
- (11) 教育時間、授業の1単位時間
- ①幼稚部の教育時間は1日4時間（1時間＝60分）を標準とする。
  - ②授業の1単位時間は、小学部45分、中学部・高等部50分を標準とする。

◎各類型について

類型	定義	対象	教育課程の編成方針
I 類型－ 1	○小・中・高に準ずる教育課程	○肢体不自由で当該学年の教科書を使用した授業が可能な児童生徒	○小学校、中学校及び高等学校学習指導要領の内容に自立活動を加えて編成する ○当該学年の教科書を使用する
I 類型－ 2		○肢体不自由で学習に遅れがあり、当該学年の教科書を使用した授業が部分的に難しい児童生徒 ○当該学部卒業までに当該学部 I 類型の教育課程の内容が概ね終了できる児童生徒	○小学校、中学校及び高等学校学習指導要領の内容に自立活動を加えて編成する ○当該学年の教科書を使用する ○小学部、中学部は下学年の教科書等で必要な復習を実施する ○高等部は必要な学び直しを実施する
II 類型	○知的障害の教育課程	○知的発達に遅れがあり、実生活に即した教育が必要な児童生徒	○特別支援学校（知的障害）の学習指導要領に基づき編成する ○知的障害の各教科等を合わせた指導を実施し、発達段階に応じて教科別の指導を一部実施する
II 類型－ 1			○原則として、各教科に比重を置き編成する
II 類型－ 2			○原則として、各教科等を合わせた指導に比重を置き編成する
II 類型－ 3			○原則として、各教科等を合わせた指導、および自立活動に比重を置き編成する
III 類型	○自立活動を主とした教育課程	○全般的に発達の遅れがあり、学校教育の基盤を形成することが必要な児童生徒	○特別支援学校学習指導要領に基づき編成する ○自立活動を主として編成する
IV 類型	○訪問教育の教育課程	○通学による教育が困難な児童生徒	○特別支援学校学習指導要領に基づき編成する ○原則として、自立活動を主として編成する